

事項六 日露漁業協約改訂一件

八四 六月十一日 在浦潮菊池總領事ヨリ
後藤外務大臣宛

露国側ノ日露漁業協約改訂ニ対スル準備振ニ

関スル件

附記 五月三十日菊池總領事宛後藤外務大臣宛電報第
三二九号

露米協会ノ状況取調回報ノ件

公第一二三号 (六月十七日接受)

大正七年六月十一日

在浦潮斯德

總領事 菊池義郎(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

漁業協約改訂準備ニ関スル件

本月十日付公第一二二号拙信ヲ以テ申進置候「ハバロフス
ク」漁業者大会ニ於テ日露漁業協約改訂問題ヲ討議シタル
トコロ同会ハ直接改訂ノ衝ニ当ルヘキハ中央政府ニシテ地
方官憲ノ関スルトコロニアラザレバ当地方官民ハ漁業上特
種ノ調査ヲ遂ケ改訂上参考タルヘキ資料ヲ蒐集シ及意見ヲ

地方漁業振興ノ為メ米国資本ヲ輸入セントスル露米協会々
長「ルトコフスキー」ノ意見是ナリ猶当地漁業行政庁漁業
監視官「ノワコフスキー」ハ島田書記生ニ対シ漁業協約改
訂ニ関シ既ニ国有財産庁ニ於テハ調査充分ニ進捗シ居レリ
ト語リタル趣ニ候此段申進候 敬具

写送付先 在ニコラエウスク領事館事務代理

註 菊池總領事発電報第三二九号ハ附記トシテ左ニ掲載セリ

(附記)

五月三十日在浦潮菊池總領事宛後藤外務大臣宛電報第三二九号
露米協会ノ状況取調回報ノ件

第三二九号

貴電第一三二一号ニ関シ島田ハ会長及副会長ニ会见シタル所
両者ノ言ヲ綜合スルニ会長ハ中央軍事交渉委員会ノ勧奨ア
リタレハ其委員ニシテ知己ナル駐米露国大使「バフメチェ
フ」及前関税局長「メリチエレコ」(米国ニ居リシ人)ノ
援助ヲ得テ本協会ヲ設立シ且ツ米国政府ト交渉スルヲ得タ
リ協会ノ目的ハ主トシテ米国ノ資本技術ヲ輸入シ極東富源
ノ開拓ニ資シ且ツ彼我兩國文物ノ紹介ヲ為サントスルモノ
ナルガ此目的遂行上露国側ノ利益ヲ前ニシ米国ヲ後ニスル

一件

提議スルコトニ決シタル旨「ラウロフ」ハ島田書記生ニ語
リタル趣ニ候猶本件ニ関シ注目ニ値スルハ約一ヶ月前同氏
及前商工務省官吏現西伯利産業組合中央聯合会役員ニシテ
日本通ナル「ペトロフ」東洋学院教授「グレベンシチコ
フ」同「ドミトラシ」及沿海州「ゼムストロ」参事会員「
アフアナシエフ」ノ発起ニヨリ当地ニ設立セラレタル極東
經濟調査会ノ活動振是ナリ同会ノ目的ハ極東ノ天然の富源
即漁業、毛皮業、採金業、採炭業、林業、農業等ヲ調査シ
其結果ヲ公表シ若ハ希望者ニ頒与シテ産業ノ開発ニ資スル
ニ在リ尤モ同会ハ創立後日未タ浅ク是迄発起人会ヲ兩三度
開催シタルノミニテ未タ何等調査ノ発表セラレタルナク且
今後如何程迄活動スヘキヤ逆賭シ難キモ最近ノ会合ニ於テ
「ラウロフ」ハ日本ニ於テ夙ニ漁業協約改訂準備ノ為メ完
全ナル施設ヲナシ諸種ノ調査ヲ遂ケ居ルヲ以テ露国側ニ於
テモ同様調査ノ必要ナルコトヲ指摘シタル後当地方ノ漁業
ノ状況ニ付三時間ニ亘ル大講演ヲナシタルコトアリ右ト同
時ニ看過スベカラザルハ拙電第三二九号ヲ以テ申進置候当

方針ナリ政治問題ニハ全然関係セズ資金ハ会員ノ会費及寄
附ヨリ成リ何レノ政府ヨリモ補助ヲ受ケ居ラズ露都ノ協会
ハ露露ヲ、本協会ハ亜露ヲ夫々支配ス会員ハ約二百名ニシ
テ米国人ハ少数ナリ会則ハ未タ作製ノ運ニ至ラズ目下事務
ハ商工業者ノ紹介ト産業特ニ林業ノ調査ト為シ居リ其調査
結果ヲ實際ニ応用スルノ運ニ至ラズ現職員ハ創立當時仮リ
ニ選挙セラレタル儘留任シ居ルモノナリ貴電中各地支部ニ
関シテハ最近本官ノ紹介ニ依リ副会長ト会见シ該協会ノ実
情聞取りタル坂部砲兵中佐ハ同会長ヨリ各地ニ支部アルコ
トヲ聞取りタルコトアレトモ島田ノ問ニ対シ副会長ハ支部
ナキ旨ヲ語リタル趣尚会長ハ追々ハ漁業ノ調査ヲ為シ米国
資本家ノ招来ヲ期シ居ル旨語りタル趣ナルカ此点ハ特ニ注
意スルノ要アリト思考ス(大正七年五月三十日一、五五
舞鶴無線経由)

八五 六月二十一日 在浦潮菊池總領事ヨリ
後藤外務大臣宛

日露漁業協約改訂ニ際シ米国引入説報告ノ件

機密第八四号

(六月二十六日接受)

大正七年六月二十一日

在浦潮斯德

總領事 菊池義郎(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

漁業協約改訂ニ米國引入説ニ関スル件

極東露米協会々長「ルトコフスキー」カ当地方漁業振興ノ為メ米國資本輸入説ヲ唱ヘ居ル旨ハ本月十一日付公第一二三号ヲ以テ申進置候処本月二十日島田書記生当地商業會議所書記「クルテーエフ」氏ニ会見ノ際氏ハ日露漁業協約改訂ニ言及シ内密のニ曰ク極東經濟調査会ニ於テハ右改訂準備ノ為メ諸般ノ調査ヲ遂ケ居ルトコロ一部ノ者ハ改訂ノ際米國ヲ引入ルヘシト主張シ居レリ其理由トシテハ最近露米ノ經濟的関係接近シ特ニ堪察加方面ノ漁業ニ関シテハ同地ハ「アラスカ」ト一衣帯水ノ間ニ在リテ水産物ハ多ク同種同属ニシテ且両地ノ間ヲ相往来シ居リ兩國ノ利害一致シ居ルヲ以テ水産業ノ開発及水産物ノ保護ノ為メ共同シテ事ニ当ラントスルニ在リト雖モ内実ハ今次ノ大乱ト革命ノ為メ實力失墜セル露國カ独力日本ト漁業協約改訂ノ衝ニ當ルトキハ其翻弄スルトコロトナリ過大ノ要求ト雖モ之ヲ容認スルヲ余儀ナクセラルヘキニ付之レカ緩和ノ為メ米國ヲ引入

ニ訳出差進候ニ付御査閱ノ上可然御取計相成度此段申進候 敬具

追テ極東經濟調査会々則入手致候間一部茲ニ御送付ニ及ビ候

註 農商務省及水産組合ニハ七月四日附通合送第五二四号ヲ以テ右写ヲ送付セリ但追書ヲ省ク

(別紙)

拜啓陳者極東經濟調査会ハ五月二十日可決ノ会則ニ依リ既存材料ヲ統一シ之ヲ組織立タシムル方法并特種ノ研究ニヨリ各方面ヨリ極東自然の富源ノ現状ヲ闡明シ沿海黒龍、薩哈連、堪察加、後貝加爾及「ヤクトスカヤ」各州ニ於ケル富源ノ開発并ニ原始的の及加工の産業ノ生産力振興ニ関スル完全ナル材料ヲ露國ノ産業ノ発達ニ利害關係ヲ有スル諸人及団体等ニ供給スルヲ以テ目的ト致候該目的達成ノ為メ本会ハ課ヲ分チ各課ニ於テ原始的の及加工の産業ノ調査ノミナラズ輸出入貿易ノ法律の基礎、一般財政經濟政策其他ニ関スル諸問題ヲ取扱候

本会ノ叙上ノ目的ハ一般社会、經濟社会及新聞ニ於テ多大ノ同情ヲ博シ且精神的の及物質的の援助ニ値スル國家的意義ヲ

レントスルモノナリ而シテ前記極東經濟調査会々長ニシテ極東漁業行政庁々長「ラウロフ」ノ如キ本説ヲ主張シ居ル一人ナル趣ニ候此段申進候 敬具

八六 六月二十五日 在浦潮菊池總領事ヨリ 後藤外務大臣宛(電報)

極東經濟調査会ノ目的及事業等ニ関スル件

公第一四三号

大正七年六月二十五日

在浦潮斯德

總領事 菊池義郎(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

極東經濟調査会ニ関スル件

極東經濟調査会ニ関シテハ本月十一日付公第一二三号拙信中申進置候次第有之候処今般同会長ヨリ同会ノ目的事業及同会ト地方官憲特ニ漁業行政庁トノ關係ヲ詳述シ本邦側ヨリモ同会ノ事業ニ対シ援助ヲ与ヘラレタキ旨別紙ノ通り申越候処果シテ同会ガ自ラ標榜シ居ル事業ヲ遂行シ得ルヤ否ハ時局混沌タル際遽ニ言明シ難キモノ有之候ヘ共本邦側ニ於テモ相当援助ヲ与ヘ同会ヲ利用スル方得策ト被考候間茲

有スルモノトシテ承認セラレ候例之ハ本年五月二十四日本会ト産業組合、給養委員会及公共団体トノ協議会ニ於テ次ノ如キ決議ヲ為シ候「産業組合、給養委員会及公共団体代表者会ハ極東經濟調査会ノ報告ヲ聴取シ同会ノ目的、事業、性質及事業ノ計画ヲ以テ明ニ時局ニ適切ニシテ國家的意義ヲ有シ且産業組合、給養委員会及公共団体ヨリ物質的の援助并ニ其有スル科学的の及實際的材料ノ供給ヲナスニ値スルモノト認ム」ト又極東漁業組合委員会ヨリ六月五日ヲ以テ左ノ通知ニ接シ候「極東漁業者總會ハ極東經濟調査会員ア、ウエ、グレベンシチコフ教授ノ報告ヲ聴取シテ該當調査会ノ設立ヲ有益且必要ト認メ該會當該課ノ事業ニ参加スヘシト決議致候」次ニ本年露曆五月十五日乃至二十五日ノ「ハバロフスク」ニ於ケル第二回極東漁業者會議ニ於テ左ノ決議ヲ為シ候

一、日本トノ漁業協約改訂ノ件(第十三条)ニ関シテハ漁業ニ関スル現存材料及本漁業期接到スヘキ材料ヲ可成慎重ニ且有効ニ利用センカ為メ一般經濟界ニ適合セル準備的の作業ヲ特別囑託員ニ委託スヘシ

本件ニ関シ在浦潮斯德極東經濟調査会ニ交渉シ漁業ニ関シ

行政庁ノ有スル材料及本年漁期漁業監視官ヨリ受クヘキ材料ヲ同会ニ送付シテ特別ノ案ニヨリ前記事業遂行方ヲ依頼スヘシ猶当地方ニ於ケル漁業調査ノ為メ同会ニ対シ特別資金ヲ支出スル様政府ノ極東官憲ニ申請スヘシ
二、第三回極東漁業者會議召集ノ件ニ関シテハ(第十一条)漁業狀況ヲ説明スル為可成完全ナル材料ヲ蒐集シ之ヲ統一シ特別報告書トナシテ會議ニ提出スヘシ云々

公共的監督ヲ設立シ及本会ヲシテ国家的、公共的及私的經濟ノ各分派ニ於ケル緊切ナル要求ニ接近セシメンガ為其会則ニ基キ本会ニ經濟協議会ヲ設立致置候同協議会ハ極東ニ於ケル經濟ヲ管理セル各国家的及公共的団体ノ平等の代表并ニ本会ノ特定ノ人ニ対スル(脱)ニ依リテ之ヲ組織シ其召集ハ本会之ヲ行ヒ會議ハ公開致候

右御通知申上候間本会ノ目的及事業ヲ日本ノ社会ニ周知セシメラレテ成立日浅キ本会ガ其事業遂行上ニ援助ヲ与ヘラレ候様希望致候猶御所有ノ材料ハ本会ヘ御送付被下度願上候此段申進候 敬具

本会ノ所在地ハ浦塩斯德「スウェトランスカヤ」街第五七番戸第一号「ペテレット」所有家屋

附記一 大正六年五月三十日附幣原外務次官ヨリ上山

農商務次官宛通機密送第一二九号

二 大正六年六月十二日附上山農商務次官ヨリ幣

原外務次官宛水第一六九四号

秘発第四四〇号

(八月六日接受)

大正七年八月五日

農商務次官 上山満之進(印)

外務次官 幣原喜重郎殿

日露漁業協約ノ改正ニ付テハ客年六月十二日付水第一六九四号ヲ以テ申進候次第モ有之候処右ハ我出漁者ノ実況及将来ノ趨勢ニ鑑ミ現行漁業協約ニ於ケル不便不利ヲ除去シ漁業権ヲ獲得シタル趣旨ヲ全ウスルノ目的ヲ以テ特ニ之レカ調査ヲ行ヒ尚ホ当業者ノ意見ヲモ参酌シ別案ノ通改正ノ必要ヲ認メ候条適當ノ機会ニ於テ交渉方可然御取計相成度此段申進候也

(附屬書一)

説明

現行日露漁業協約ハ之ヲ從來ニ於ケル実績ニ徴スルニ邦人ノ出漁上不利不便トスルトコロ尠カラズ既ニ該協約ノ実施セラルルト同時ニ当業者ニ窮状ヲ訴フルモノ多ク為ニ彼我

千九百十八年七月十九日

會長 「ラウロフ」

八七 七月十一日 壇原通商局長ヨリ
鶴見水産局長宛

日露漁業協約改訂ニ際シ米國引入説ニ関スル件

通機密送第一六二号

漁業協約改訂ニ米國引入説ニ関スル件

本件ニ関シ今般在浦潮斯德菊池總領事ヨリ別紙写ノ通り報告致候ニ付御参考迄右茲ニ及送付候也

追而右公信中ニ引用セラレタル「本月十一日附公第一二三号」ハ客月十八日附通第七五九号ヲ以テ貴局宛及送付置候間為念此義申添候

註 別紙ハ前掲ニ付省略ス

八八 八月五日 上山農商務次官ヨリ
幣原外務次官宛

日露漁業協約改正方ニ関シ意見回答ノ件

附屬書一 右改正ニ関スル説明

二 漁業協約改正案

三 附屬議定書改正案

当局間ニ交渉問題ヲ惹起シ爾來殆ト連年其ノ煩累ヲ絶チタルコトナシ是レ該協約ハ其ノ解釈又ハ適用上彼我ノ見解ニ相違スルモノ多キト又時勢ノ推移ニ伴フ出漁狀況ノ変化ニ対シ適応セザルモノアルカ為ナリ然ルニ之ヲ現状ニ放任セムカ我出漁者ノ不利不便愈々増大シ遂ニハ我漁業権ノ価値ヲ減減セラルルニ至ルナキヲ保シ難シ斯ノ如キハ管ニ我當業者ノ不利益タルノミナラズ又我貴重ナル利権ヲ損壞スルモノナリトス故ニ今次ノ漁業協約改正案ハ我出漁者ノ從來ニ於ケル実況及将来ニ於ケル趨勢ニ鑑ミ主トシテ現行漁業協約上我出漁者ニ対シ不利不便ナル点ヲ排除シ又我漁業権ニ伴ヒ当然享有セラルヘキ權利ヲ補罅スルノ趣旨ヲ以テ現行漁業協約ニ改補ヲ加ヘタルモノニシテ其ノ要項左ノ如シ一 船舶ノ共同廻航ニ関スル件

(本文第八条、議定書第十六条及第十九条参照)

現行漁業協約第八条及附屬議定書第十一条ニ修正ヲ加ヘ我出漁者ノ使用スル船舶ハ共同ニテ之ヲ廻航シ得ルコトヲ明確ニシ又公共ノ利益ヲ図ルカ為使用セラルル船舶ニ付テモ亦同様タルヘキコトヲ規定シタリ是レ現行協約ニ於テ露國政府ノ解釈ノ如ク船舶ノ廻航ヲ同一名義ノ漁区

ニノミ限ラレルコトハ船腹ノ調節上我出漁者ノ最モ不便不利トスル所ナレハナリ尤モ本件ニ付テハ大正五年ノ我交渉ニ依リ露国政府ハ戰時中ニ限り我要求ヲ承認シ現在実行スル所ノモノナレトモ戰後尚ホ其ノ必要アルニ依ルモノトス

二 露国輸入税ニ関スル件

(本文第六条及議定書第十四条参照)

現行漁業協約第五条ニ修正ヲ加ヘ本邦出漁者ノ漁獲物ヲ露国ヘ輸移出又ハ移入スルニ際シ何等ノ税ヲ課セザルコト及之カ為使用セラルル船舶ノ国籍ニ付露国政府ハ何等ノ制限ヲ加ヘザルヘキコトニ改正セリ是レ露国政府ハ漁業協約上ニ明文ナキノ故ヲ以テ本邦出漁者ノ漁獲物ヲ露国ニ移入又ハ輸入セラルル場合之ニ対シ関税ヲ賦課セントスレハナリ本件ニ付テモ露国政府ハ大正五年ノ我交渉ニ依リ戰時中ニ限り之ヲ課セサルコトヲ承認シタルモ戰後我漁獲物ノ販路拡張上ニ其ノ必要アルト又漁業権ニ伴ヒ当然享有セラルヘキ權利ナルトニ依ルモノトス

三 漁獵具、漁撈方法及製造方法ニ関スル件

(本文第七条及議定書第十二条、第十五条参照)

ハ必ズ之ヲ発表シ又貸下中ノ漁区ハ之ヲ閉鎖セザルヘキコトニ規定シタリ

五 漁区租借料ニ関スル件

(本文第二条及議定書第八条参照)

現行漁業協約第二条ヲ修正シ漁区ノ発表ニ際シテハ同時ニ其ノ最低競売価格ヲ発表セシメ又其ノ価格ニシテ高額ニ過キ漁業經濟上収支相償ハザルモノナルニ於テハ之ヲ通下セシムルノ規定ヲ新ニ加ヘタリ是レ現行協約ニ於テハ競売価格ノ暴騰ヲ調節スル規定ヲ欠ケルヲ以テ租借料ハ年々暴騰ヲ来シ当業者ノ受クル打撃多大ナレハナリ

六 鮭、鱒、鯉以外ノ漁区開設ニ関スル件

(議定書第六条参照)

現行漁業協約ニ於テハ臘虎、臘鼬ヲ除クノ外一切ノ魚類及其他水産物ヲ漁獲シ得ルノ權利アルニ拘ラズ露国政府ハ從來ノ事例及該協約ニ於テ特ニ規定ナキノ理由ヲ以テ鮭、鱒、鯉以外ノ魚族及水産物ヲ漁獲スヘキ漁区ノ開設ヲ為サズ之レカ為我漁業権ハ名実相伴ハザルノ現状ニ在リ依テ今次ノ協約ニ於テハ附属議定書中ニ之ニ関スル一条ヲ特設シ從來ノ鮭、鱒、鯉漁区以外ニ他ノ一切ノ魚

現行漁業協約第六条ニ修正ヲ加ヘ第七条及附属議定書第十條、同第十二條ノ内容ヲ拡張シテ之ヲ包括セシメ重要魚族ノ蕃殖保護ニ有害ナル漁獵具及漁撈方法ニ関スルモノヲ除キ露国政府ハ何等ノ制限ヲ加ヘザルヘキコトニ改正セリ

從來露国政府ハ前記事項ニ関シ現行漁業協約上ニ規定セラルルトコロ完カラザルニ乗シ毎年発表スル漁区表附則ニ於テ之ニ関スル制限ヲ加ヘ逐年過酷ナラントスルノ傾向ニ在リテ当業者ノ苦痛頗ル多大ナレハナリ

四 漁区ノ不発表又ハ閉鎖ニ関スル件

(本文第四条及議定書第十二条参照)

新ニ設ケラレタル条項ノ一ニシテ現行漁業協約ヲ補縛スルノ趣旨ニ出デタルモノナリ則チ本邦人カ開設ヲ出願シタル漁区ニシテ特別ノ事由ナキニ拘ラズ競売漁区トシテ発表セラレザルモノアリ又同様ニ本邦人カ貸下ヲ受ケタル漁区ニシテ貸下期間中閉鎖セラルルモノアルカ為當業者ノ受クル不便利少カラズ從來彼我當局間ノ交渉問題トナリ殊ニ漁区ノ不発表ニ付テハ例年其ノ煩累アリタリ依テ重要魚族ノ蕃殖保護ニ必要ナル場合ノ外ハ出願漁区

類及水産物ノ捕獲ヲ為シ得ル漁区ノ開設及經營ニ関シ新ニ規定ヲ加ヘタリ

七 船舶ニ依ル漁業ニ関スル件

(議定書第十条参照)

沖合ニ於テ船舶ヲ以テスル漁業ニ付テハ現行漁業協約ニ於テ其ノ權利ニ関スル規定アルニ拘ラズ其ノ手續規定ヲ欠キタルノ結果權利実行ノ要件タル特別免許状ヲ受クルニ困難ナリ依テ議定書中ニ一條ヲ設ケ該漁業ニ対スル免許状ノ給付及漁業料等ニ付新ニ規定ヲ加ヘタリ

八 河川漁業ノ禁止及重要魚族ノ蕃殖ニ関スル件

(議定書第四条参照)

從來露国政府ハ本邦漁業者ニ対シ魚族ノ蕃殖保護ヲ標榜シ漁具漁撈方法及製造方法ニ対シ過酷ナル制限ヲ加ヘ尚ホ漁区ノ閉鎖及不発表ヲ行フトコロアリ然ルニ一方自国民ニ対シテハ魚族ノ蕃殖保護ニ重要ナル河川湖沼内ニ漁業ヲ許可ス是レ前記ノ標榜ニ対シ矛盾シタルコトナルノミナラス河川漁業ヲ將來発達セシムルニ於テハ鮭鱒魚族ノ減耗ヲ来シ延イテ我漁業ノ資源ヲ枯竭スル虞アリ依テ河川漁業ハ之ヲ禁止スヘキコトニ規定シタリ

九 黑龍江海灣区ニ関スル件

黒龍江海灣区ハ現行漁業協約上明ニ一般漁業協約圈内タルニモ拘ラズ使用労働者ノ国籍、漁撈方法及製造方法ニ特別ナル制限ヲ附セラレ加之他ノ外国臣民ト同一ナル待遇ヲ受クルハ何等漁業協約ノ効力ヲ現ハサズ依テ此ノ区域ニ関スル特別ナル現行規定（現行漁業協約附属議定書第三条）ヲ削除シ他ノ一般方面ニ関スル總テノ規定ヲ適用セラルヘキコトニ改正セリ

一〇 漁業権ノ保障ニ関スル件

（議定書第三条参照）

現行漁業協約ニ於テハ露国政府カ日本国以外ノ他ノ外国ト漁業協約ヲ重縮シ又ハ我漁業権ニ悪影響ヲ来スヘキ其ノ他ノ施設ヲ為スコトニ対シ之ヲ排除シ得ル何等ノ保障ナシ殊ニ最近北米合衆国政府カ堪察加半島ヲ買収シ又ハ漁業権ヲ買取セントスルノ世説アリタルニ鑑ミ我漁業権擁護ノ為之ニ関スル一条ヲ特ニ議定書中ニ規定セリ
右ノ外本文又ハ議定書中ニ於テ改正ヲ加ヘタルモノヲ左ニ列举ス

一、漁区ノ発表事項ヲ新ニ規定シタルコト及其ノ競売期日

（議定書第九条参照）

九、貸下ヲ受ケタル漁区内ノ岸地ニ於テ漁業経営ニ必要ナル設備ヲ為スヘキ地域ニ乏シキトキハ該漁区附近ニ於テ補充地ヲ使用シ得ヘキコト

（議定書第十一条参照）

一〇、漁業用品ヲ冬期間漁区内ニ残留シ又之レカ保管竝次期漁業準備ノ為邦人ヲ漁区内ニ越年セシメ得ヘキコト

（議定書第十一条参照）

一一、漁区内ニ於ケル建物及諸設備ノ取払ニ関スルコト

（議定書第十三条参照）

一二、漁業用小舟ヲ漁区外ニ碇繋シ得ヘキコト

（議定書第十六条参照）

一三、漁業用物件ノ意義ヲ明確ニナシタルコト

（議定書第十九条参照）

（附属書二）

漁業協約改正案

第一条

露西亜国政府ハ本協約ノ規定ニ依リ河川及入江（インレット）ヲ除キ日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海

ヲ従来ヨリ約一箇月間早メタルコト

（本文第二条及議定書第八条参照）

二、漁区使用目的ノ範圍ヲ拡張シタルコト

（本文第三条参照）

三、漁区間ニ於ケル貨物運搬ヲ自由ナラシメタルコト

（本文第八条参照）

四、製魚区ノ貸下及之ニ関スル權利ノ内容ヲ拡張シタルコト

（本文第十一条参照）

五、漁区ノ貸下期間ヲ一箇年及十一箇年ニ改メタルコト

（議定書第七条参照）

六、貸下ヲ受ケタル漁区ニ付漁業経営不可能ノ事由發生シタル場合ニ於テ相当ノ代漁区ヲ取得シ又ハ租借契約ヲ解除シ得ヘキコト

（議定書第七条参照）

七、現行漁業協約ニ依リ貸下ラレタル漁区ハ其ノ借区期間内ハ新協約ニ依リ貸下ラレタルモノト看做スヘキコト

（議定書第十八条参照）

八、漁区ノ讓渡ヲ自由ナラシメタルコト

ニ瀕スル露西亜国沿岸ニ於テ鯨豚獸及臘虎以外ノ一切ノ魚類及水産物ヲ捕獲、採取、製造及売買スルノ權利ヲ日本国臣民ニ許与ス前記入江ハ本協約附属議定書第一条ニ之ヲ列举ス

第二条

日本国臣民ハ魚類及水産物ノ捕獲及製造ノ目的ヲ以テ特ニ設ケラレタル水陸両面ニ亘ル漁区ニ於テ魚類及水産物ノ捕獲製造及売買ニ従事スルコトヲ得ヘク該事項ニ関シ日本国臣民ハ本協約第一条ニ特定シタル各方面ニ於テ漁区ノ貸下ヲ受ケタル露西亜国臣民ト同一ノ權利ヲ享有スヘシ

前記漁区ノ貸下ハ其ノ短期タルト長期タルトヲ問ハズ總テ競売ノ方法ニ依テ之ヲ為シ日本国臣民ト露西亜国臣民トノ間ニ何等ノ區別ヲ設ケルコトナカルヘシ

前記漁区ハ日本国臣民又ハ露西亜国臣民ノ出願ニ依リ露西亜国政府之ヲ発表シ毎年二月浦潮斯德ニ於テ之カ競売ヲ施行スルモノトス露西亜国政府ハ前記漁区ノ発表ニ際シ漁区ノ種類、番号、名称、位置、貸下期間及最低競売価格竝競売期日及場所ヲ競売施行ヨリ少クトモ一箇月前浦潮斯德駐在日本国領事ニ公然通牒スヘキモノトス

前記最低競売価格ハ落札者ナキ漁区ニ付テハ次回ノ競売ニ際シ特ニ之ヲ低下スヘキモノトス

特別ノ免許状ヲ備フル船舶ニ在ル日本国民ハ鮭鱒類ヲ除キ一切ノ魚類及水産物ノ漁獲及製造ニ従事スルコトヲ得ヘシ

第三条

本協約第二条ノ規定ニ依リ漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国民ハ其ノ漁区ノ境界内ニ於テ漁業ニ従事スルカ為貸与セラレタル岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スヘシ

前記日本国民ハ該岸地ニ於テ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ加ヘ漁網ヲ曳キ魚類及水産物ヲ揚陸シ竝漁獲物及採取物ヲ塩漬シ乾燥シ製造シ又ハ貯蔵スルコトヲ得ヘシ且此等ノ目的ヲ以テ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ自由ニ築造又ハ移転シ其ノ他ノ漁業又ハ漁業従業者ノ日常生活ニ必要ナル一切ノ作業及設備ヲ為スコトヲ得ヘシ

第四条

露西亜国政府ハ本協約第二条ニ規定セラレタル漁区ノ発表ニ関シ其ノ出願ノ適法ナルモノハ必ズ之ヲ発表シ貸下中ノ漁区ニ付テハ其ノ貸下期間内之ヲ閉鎖スルコトナカルヘシ

ハ此ノ限ニ在ラズ

第八条

漁業権ヲ取得シタル日本国民ハ日本国ニ於テ当該露西亜国領事ノ発シタル証明書及日本国官憲ノ発シタル健康証書ヲ有スル船舶ヲ以テ日本国ト漁場トノ間又ハ同一名義タルト否トヲ問ハス一ノ漁区ト他ノ漁区トノ間ヲ往復スルコトヲ得ヘシ

前記船舶ハ何等ノ公課ヲ課セラルルコトナク漁業上必要ナル人員、物件竝漁獲物及採取物ヲ運搬スルコトヲ得ヘシ
漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国民ハ何等ノ公課ヲ課セラルルコトナク同一名義タルト否トヲ問ハス一ノ漁区ヨリ他ノ漁区ニ漁業上必要ナル人員、物件竝漁獲物、採取物及製造物ヲ陸上運搬シ得ルハ勿論漁船ニ依リ水上運搬スルコトヲ得ヘシ

前三項ノ規定ハ露領漁業ヲ営ム日本国民ヨリ成ル組合ノ船舶ニシテ本協約第一条ニ特定シタル各方面ニ於テ遭難救助、医療其ノ他公共ノ利益ヲ図ルカ為使用セラルルモノニ付之ヲ準用ス

第九条

但シ重要魚族ノ蕃殖保護ノ為必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五条

本協約第一条ニ特定セラレタル各方面ニ於テ漁業権ヲ取得シタル日本国民及露西亜国国民ハ漁業ヲ為シ且捕獲物ヲ製造シ売買スル權利竝漁業ニ必要ナル動産及不動産ニ対シ賦課シ又ハ賦課セラルルコトアルヘキ一切ノ公課ニ関シ均等ノ取扱ヲ享クヘシ

第六条

露西亜国政府ハ沿海州、薩哈噠州、堪察加州及黒龍江州ニ於テ捕獲又ハ採取セラレタル魚類及水産物カ輸出、移出又ハ移入セラルルモノナルトキハ其ノ製造セラレタルト否トヲ問ハズ之ニ対シ何等ノ税ヲ課スルコトナカルヘシ

第七条

本協約第一条ニ特定セラレタル各方面ニ於テ日本国民カ魚類及水産物ノ捕獲、採取、製造及売買ノ為使用スル人員ノ国籍及員数、船舶、漁船、漁網具竝漁獲及製造方法ニ関シ露西亜国政府ハ何等ノ制限ヲ加フルコトナカルヘシ但シ重要魚族ノ蕃殖保護ニ有害ナル漁網具及漁獲方法ニ関シテ

本協約第一条ニ特定セラレタル各方面ニ於テ漁業権ヲ取得シタル日本国民及露西亜国国民ハ魚類及水産物ノ蕃殖及蕃殖保護、此等事業ニ関スル監督竝漁撈上他ノ一切ノ事項ニ関スル現行又ハ将来ノ法律、命令及規則ニ関シ均等ノ取扱ヲ受クヘシ

前記法律、命令及規則カ新ニ制定セラレ又ハ変更セラレタルトキハ其ノ施行ヨリ少クトモ六箇月前ニ日本国政府ニ通牒セラルヘシ

第十条

本協約ニ於テ特ニ規定セラレザル事項ト雖モ本協約第一条ニ特定セラレタル各方面ニ於ケル漁業ニ関スルモノニ付テハ漁業権ヲ取得シタル日本国民及露西亜国国民ハ同一ノ待遇ヲ享クヘシ

第十一条

日本国民ハ本協約第一条ニ特定シタル各方面以外ニ於テ一切ノ魚類及水産物ノ製造及売買ニ従事スルコトヲ得ヘク且之カ為露西亜国国民ト均等ノ取扱ヲ以テ製魚区ノ貸下ヲ受クルコトヲ得ヘシ

本協約第三条、第五条及第七条乃至第十条ノ規定ハ前項ノ

規定ニ依リ製魚区ノ貸下ヲ受ケタル日本国民ニ之ヲ準用ス

第十二条

日本国政府ハ露西亜国政府ガ本協約ニ依リ日本国民ニ対シ漁業權ヲ許シタルコトニ鑑ミ沿海州、薩哈連州、堪察加州及黒龍江州ニ於テ捕獲又ハ採取シタル魚類及水産物ニ対シ其ノ製造セラレタルト否トヲ問ハズ何等ノ輸入税ヲ課スルコトナカルヘシ

第十三条

本協約ハ十二箇年間効力ヲ有スヘク毎十二箇年ノ終ニ於テ兩締約国相互ノ合意ニ依リ之ヲ更新又ハ改正スヘキモノトス

第十四条

本協約ハ批准セララルヘシ而シテ其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ調印後四箇月以内ニ東京ニ於テ交換セララルヘシ

(附屬書三)

漁業協約附屬議定書改正案

第一条

- 十二 「シェスチフウトトオエ」湖
- 十三 「バロン、コルフ」湾ノ北部
- 十四 「カラーガ」港
- 十五 「ベチエヴキンスカヤ」湾
- 十六 「アヴァチンスカヤ」湾（「ベヅイミヤンヌイ」岬ト「ダルニー」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 十七 「ペンヂンスカヤ」湾（「マメート」岬ト同緯線ニ至ル迄）
- 十八 「コンスタンチン」大公湾
- 十九 「ニコライ」湾（「ラムズドルフ」岬ト「グロテ」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 二十 「スチヤスチャ」湾
- 二十一 「バイカル」湾（「チアウノ」岬ト「ヴィトウトフ」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 二十二 「ヌイスキー」湾
- 二十三 「ナビリスキー」湾
- 二十四 「クレストーワヤ」湾
- 二十五 「スタルク」湾
- 二十六 「ワニン」湾（「ブエツセリー」岬ト「ブルニ

漁業協約第一条ニ記載シタル例外トナルベキ入江（インレット）ハ左ノ如シ

- 一 「ラウレンチヤ」湾（「プナウゲン」岬ト「カルギラク」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 二 「メチグメンスカヤ」湾
- 三 「コニアム」湾一名「ペンケグネイ」湾（「ネチホン」岬ト「カラブ、ピーク」トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 四 「アボレシチェフ」湾一名「コロガン」湾
- 五 「ルメレート」湾
- 六 「プロヴキデーニエ」湾（「レソフスキー」岬ト「ルイサヤ、ガラワ」トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 七 「クレスト」湾（「メエエチケン」岬ト同緯線ニ至ル迄）
- 八 「アナドイル」湾（「ワシイリヤ」岬ト「ゲェツク」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
- 九 「パアウエル」湾
- 十 「シリユポチナヤ、ガーワニ」
- 十一 「チュレニエ」湖

- 一 「岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
 - 二十七 「イムペラートルスカヤ、ガーワニ」（「ミリュチン」岬ト「プチャーチン」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
 - 二十八 「テルネイ」湾（「ストラーシヌイ」岬ト同子午線ニ至ル迄）
 - 二十九 「ウラヂーミル」湾（「バリューゼク」岬ト「バトフスキー」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）
 - 三十 「プレオブラジエーニエ」湾ノ北東部ニ在ル小ナル入江（「マトヴェーエフ」岬ト同子午線ニ至ル迄）
- 前記例外ハ露西亜国領水ノ範圍内ニ於テノ其ノ効力ヲ及ボスヘキモノタルハ別ニ言フ俟タザルモノトス
- 「ポトカゲルナヤ」河口ヨリ「アヤン」港ニ至ル「オコーツク」海ノ北岸ニ於テハ「ペンヂンスカヤ」湾（第十七号参照）ヲ除キ前記例外トナルベキ入江「インレット」ハ下ノ定義ニ従ヒ決定スヘシ即陸地ニ湾入セル部分ノ長サ（「タルウエツグ」ノ長サ）江口ノ幅ノ三倍以上ニ及ブ湾ハ之ヲ例外トナルヘキ入江トス
- 右ノ外左記港湾ノ領水範圍内ニ於テハ軍路上ノ理由ニ依リ

日本国臣民及他ノ諸外国人ニ対シテ漁業ヲ禁止スヘシ

- 一 「デ、カストリー」湾及「フレデリックス」湾（「カストリー」岬ト「クロステル、カンブ」岬トヲ連結スル直線及「クロステル、カンブ」岬ト「オストルイ」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）

- 二 「オリガ」湾（「マネフスキー」岬ト「シュコート」岬トヲ連結スル直線ニ至ル迄）

- 三 彼得大帝湾（「パワロートヌイ」岬ヨリ「ガモウ」岬ニ至ル迄但シ湾内ノ群島ヲ包含ス）

- 四 「ポシェット」湾（「ガモウ」岬ヨリ「ブタコウ」岬ニ至ル迄）

第二条

河ト海トノ境界ニ関シテハ両締約国ハ国際法ノ原則及慣例ニ従テ之ヲ決定スヘシ

第三条

露西亜国政府ハ漁業協約存続期間内日本国臣民以外ノ他ノ諸外国人ニ対シ日本海「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亜国沿岸ニ於ケル一切ノ漁業權ヲ許与セザルベク又前記漁業權ニ影響ヲ来スヘキ何等ノ協約ヲモ日本

地面積海岸延長百五十「サージェン」幅員六十「サージェン」水面面積沿岸水域幅員二哩ヨリ成ルモノトス

二 前記以外ノ漁猟具ヲ使用スル漁区ヲ第二種漁区トシ陸地面積海岸延長百五十「サージェン」幅員六十「サージェン」トシ水域ハ特ニ限定セラレザル水面ヨリ成ルモノトス

前記漁区ハ河口及他ノ漁区ニ最モ近キ距離ヲ二露里トシ漁区間ノ距離ハ漁区海岸延長ノ中央間ヲ直線ニ依リ測定スルモノトス但シ異種漁区間ニ在リテハ前記距離ハ之ヲ一露里トシ其ノ借受人カ同一人ナルトキハ更ニ之ヲ短縮スルコトヲ得ヘシ

第一種漁区ノ借受人ハ漁区内適宜ノ地点ニ於テ漁具ヲ使用スルコトヲ得ヘク第二種漁区ノ借受人ハ漁船ヲ以テ入会ヒ漁猟ニ従事スルコトヲ得ヘキモノトス但シ沿岸二哩以内ノ水域ニ在リテハ河口及経営中ノ第一種漁区ノ左右二哩以内竝該漁区内ニ立チ入り漁猟ヲ為スコトヲ得ズ

前項但書ノ規定ハ漁業協約第二条第六項ノ規定ニ依リ船舶ヲ以テスル漁業ニ之ヲ適用ス

第七条

国以外ノ諸外国ト締結セザルコトヲ約ス

第四条

露西亜国政府ハ重要魚族ノ蕃殖ヲ図ルカ為露西亜国臣民ニ対シテモ河川及入江内ニ於ケル前記魚族ノ漁業ヲ許可スルコトナカルヘシ

第五条

露西亜国政府ハ漁区ノ存在セザル場所ニ定住ノ為來着スル露西亜国移住民ニ対シテハ漁業權ヲ許与スルノ權利ヲ留保スルモノトス土民ニ対シテモ亦同シ

露西亜国政府ハ一度漁区ヲ開設シタル場所ニ於テ漁業協約ノ存続期間内露西亜国移住民又ハ土民ニ前項ノ權利ヲ許与セザルヘキコトヲ約ス

移住民又ハ土民タル資格ハ労働者ヲ使用スルコトナク自ら漁業ニ従事スルモノ及其ノ家族ニノミ之ヲ認ムルモノトス

第六条

漁業協約第二条ニ規定セラレタル漁区ノ種類及面積ハ左ノ如ク之ヲ定ム

一 一定置漁具又ハ曳網ヲ使用スル漁区ヲ第一種漁区トシ陸

漁業協約第二条ニ規定セラレタル漁区ノ貸下期間ハ左ノ如ク之ヲ定ム

一 漁業協約施行後初メテ開カルル漁区ニ付テハ一箇年
二 漁業協約施行前既ニ一箇年、三箇年若ハ五箇年間又ハ施行後既ニ一箇年間貸下ケラレタル漁区ニ付テハ十一箇年

漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国臣民カ前記貸下期間内ニ於テ其ノ漁区ニ付避ク可カラザル事由ニ因リ漁業ヲ経営スルコト能ハザルニ至リタルトキハ露西亜国政府ハ前記日本国臣民ニ対シ其ノ希望ニ從ヒ相当ノ代漁区ヲ与ヘ若ハ貸下契約ヲ解除スヘシ貸下契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ爾後借区料ノ納付ヲ要セザルハ言ヲ俟タザルモノトス

漁区貸下期間ノ短期トハ其ノ貸下期間一箇年長期トハ其ノ貸下期間十一箇年ノモノヲ謂フ

第八条

漁業協約第二条ニ依リ漁区ノ発表アリタルトキハ露西亜国政府ハ同時ニ入札書受理ノ時日、入札ニ必要ナル条件及入札書ノ書式ヲ浦潮斯德駐在日本国領事ニ公然通牒スヘキモノトス

(一紙貼)

漁業協約第二条第五項ニ依ル漁区最低競売価格低下ノ割合ハ三割以上タルヘキモノトス

第九条

日本国臣民ト日本国臣民又ハ露西亜国臣民トノ間ニ為ス漁区ノ讓渡ニ付テハ露西亜国政府ハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルヘシ漁業協約第二条第六項ノ規定ニ依ル漁業権ニ付亦同シ

第十条

漁業協約第二条第六項ノ規定ニ依ル特別ノ免許状ハ左記事項ヲ証明スヘキ日本国官憲ノ発シタル書類ヲ提出シタル日本国臣民ニ対シ露西亜国政府之ヲ交付スヘシ但シ前記日本国臣民ハ其ノ使用船舶ヲ予メ露西亜国ノ特定港ニ廻航スルコトヲ要セザルモノトス

一 漁業ノ種類

二 操業場所

三 操業期間

四 使用船舶ノ名称、種類、噸数及船籍港

五 乗組人ノ員数

六 使用漁猟具ノ種類

限ヲ加フルコトナカルヘシ

漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国臣民ハ前記財産ノ保管並次期漁業ニ必要ナル準備ノ為相当ノ人員ヲ其ノ漁区内ニ越年セシムルコトヲ得ヘシ

第十二条

(三紙貼) 露西亜国政府漁業協約第四条但書及第七条但書ノ規定ニ依リ重要魚族蕃殖保護ノ為漁区ヲ閉鎖シ、漁猟具又ハ漁猟方法ヲ制限セントスルトキハ日本国政府ニ協議スヘキモノトス

第十三条

漁区貸下期間満了後引続キ同一漁区ノ貸下ヲ受ケザル者ハ該漁区ニ於ケル建物及諸設備ヲ主トシテ鯨ヲ漁獲スル漁区ニ在リテハ競売施行ノ日ヨリ二箇月以内、其ノ他ノ漁区ニ在リテハ四箇月以内ニ取払フヘシ但シ新ニ貸下ヲ受ケタル者ニ之ヲ讓渡シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ期間ハ貸下ヲ受クル者ナキ漁区ニ在リテハ一箇年半トス

(四紙貼) 重要魚族蕃殖保護ノ為閉鎖セラレタル漁区ニ於ケル建物及諸設備ハ其ノ閉鎖期日ヨリ一箇年半以内ニ取払ハルヘキモ

前記免許状ハ其ノ有効期間ヲ六箇年トシ同時ニ漁業協約第八条ニ規定セラレタル航海証書タル性質ヲ有スルモノトス前記免許状ノ交付ヲ受ケタル日本国臣民ハ其ノ使用船舶ノ登簿噸数ニ依リ算出セラレタル免許料ヲ毎年露西亜政府ニ納付スヘキモノトス但シ其ノ免許料ハ使用船舶每一噸ニ付壹留五十哥ヲ超過スルコトナカルヘシ

第十一条

(二紙貼) 日本国臣民ハ其ノ貸下ヲ受ケタル漁区内ノ岸地ニ於テ建物敷地、船揚場、乾燥場又ハ飲料水ヲ得ルニ適當ナル地域ヲ得ルコト能ハザルトキハ該漁区附近ニ於テ必要ナル補充地ノ使用ヲ許与セラルヘシ

漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国臣民ハ漁区外ヨリ漁業ノ経営ニ必要ナル用材ヲ伐採シ薪材其ノ他ノ燃料及土砂礫石ヲ採取スルコトヲ得ヘシ

漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国臣民ハ漁季終了後ト雖モ其ノ漁区内ニ漁猟具其ノ他ノ物件及製造物ヲ残置スルコトヲ得ヘク若シ該漁区ニ於テ冬期間安全ニ前記財産ヲ保存シ能ハサルトキハ該漁区ヨリ遠カラサル場所ニ於テ之ヲ残置シ得ヘシ前記残置品ノ種類及数量ニ付露西亜国政府ハ何等ノ制

ノトス

本議定書第十一条第四項ノ規定ハ前二項ノ漁区ニ付之ヲ準用ス

第十四条

漁業協約第六条ノ規定ノ適用ニ付テハ魚類及水産物ガ何レノ地ニ輸出又ハ移出セラルルヲ問ハズ又直接漁場ヨリ移入セラルルト日本国ヲ通過シテ移入セラルルトヲ問ハザルモノトス

前記輸出、移出又ハ移入ノ為使用セラルル船舶ノ国籍ニ付露西亜国政府ハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルヘシ

第十五条

露西亜国政府ハ漁業権ヲ取得シタル日本国臣民カ鯨、鯨、漁獲目的物ト共ニ偶然漁獲セラレタル他ノ各種魚類及水産物並一切ノ魚類及水産物ノ分解ノ際生シタル總テノ廃棄物ヲ以テ肥料ヲ製造スルコトニ付何等ノ制限ヲ加フルコトナカルヘシ

魚類及水産物ノ製造ハ船舶又ハ漁船内ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得ルモノトス

第十六条

日本国ト露西亜国領水内ノ漁場トノ間ヲ往復スルコトニ関スル航海証書ハ左記ノ事項ヲ証明スヘキ書類ヲ提出シタル日本国漁業者ニ対シ当該露西亜国領事館ヨリ之ヲ交付スヘシ

- 一 船舶カ廻航セントスル一箇又ハ数箇ノ漁区ノ貸下ヲ受ケタル権利
 - 二 乗組人ノ員数
 - 三 漁業ニ使用セラルヘキ載貨ノ性質及積量
- 航海証書ニハ左記ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 船舶名及船籍港
 - 二 漁業者即一人又ハ数人ノ漁区借受権利者ノ名
 - 三 船舶ノ廻航先ナル一箇又ハ数箇ノ漁区ノ所在地
 - 四 載貨ノ性質及積量
 - 五 乗組人ノ員数
- 前二項ノ規定ニ依ル証明又ハ記載ハ漁業協約第八条第四項ニ規定セラレタル船舶ニ関シテハ左記ノ事項ニ付之ヲ為スヘキモノトス

一 漁業協約第八条第四項ニ規定セラレタル船舶ナルコト

業協約及附属議定書ノ規定ヲ適用スヘキモノトス

第十九条

漁業協約及附属議定書中ニ使用セル「露西亜国臣民」ナル名称ハ特別ノ取扱ヲ受クル移住民及土民ニハ之ヲ適用セザルモノトス
漁業協約及附属議定書中ニ使用セル「魚類及水産物」ナル文字ハ鯨豚及及鱘虎ヲ除クノ外一切ノ魚類、水産動物植物其ノ他一切ノ水産物ヲ、「漁船」ナル文字ハ小蒸汽船、発動機船、三羽船及其ノ他ノ小舟ヲ指示スルモノト解スヘク又「漁業ニ必要」ナル文字ハ其ノ直接タルト間接タルトヲ問ハザルモノトス
漁業協約第八条第一項ニ記載セラレタル船舶ノ使用者ハ一人タルト数人タルト又ハ露西亜国臣民ト共同タルトヲ問ハザルモノトス

第二十条

本議定書ハ本日調印シタル漁業協約ノ批准ニ依リ批准セラレタルモノト看做サルヘシ
本議定書ノ存続期間ハ前記協約ノ存続期間ト同一ナルモノトス

- 二 船舶名及船籍港
- 三 組合名
- 四 船舶ノ廻航先ナル地名
- 五 乗組人ノ員数

前記航海証書及健康証書ヲ有スル船舶ハ航海証書ニ記載シタル露西亜国沿岸ノ地点又ハ其ノ附近ノ入江若ハ河川内ニ碇泊スルコトヲ得ヘシ該船舶カ常ニ関稅港ニ出入碇泊シ又ハ避難ノ為前記以外ノ地点ニモ出入碇泊スルコトヲ得ヘキハ言ヲ俟タザルモノトス
漁区ノ貸下ヲ受ケタル日本国臣民ノ使用スル漁船ハ其ノ漁区附近ノ河川若ハ入江又ハ其ノ他ノ水域ニ於テモ之ヲ碇繋スルコトヲ得ヘキモノトス

第十七条

漁業協約第十三条ニ記載シタル十二箇年ノ期間終了ノ際ニ於テ未タ貸下ノ期限到来セザル漁区ハ漁業協約ニ関シ而締約国ノ為スヘキ決定如何ニ拘ラズ其ノ貸下ニ付定メラレタル期間内引続キ有効ナルモノトス

第十八条

漁業協約締結前日本国臣民カ取得シタル漁業権ニ付テモ漁

(貼紙一)

「本省案 本条ハ不用トス其理由ハ斯カル瑣事ハ地方官憲ヨリ其都度公告スルモノトス第二項ハ本協約第二条第五項ニ但書トシテ挿入セリ」

(貼紙二)

「本省案ハ此二項ヲ削レリ其理由ハ第一項建物敷地其他適当ノ地域ヲ得ルコト能ハザレバ漁場トナラズ又第二項ハ今更斯カルコトヲ規定スベキニアラズ」

(貼紙三)

「本省案ハ本条ヲ不用トス其理由ハ本協約第四条及第七条ノ但書ヲ削リタレバナリ」

(貼紙四)

「本省案 之ヲ不用トス其理由ハ閉鎖サセザル主義ヲ以テ立案シタルモノナレバ閉鎖漁区ヲ云フハ矛盾ナリ又之ヲ一箇年半モ建物其他ヲ取払ハザレバ他人ニ差支アリ」

(附 記一)

大正六年五月三十日附幣原外務次官ヨリ上山農商務次官宛通機密送第一二九号
日露漁業協約満期ニ伴フ更改問題ニ関シ意見問答ノ件
通機密送第一二九号

日露漁業協約ノ期限終了モ追々切迫シ来リタルニ付今般露領水産組合員貴省ニ出頭シ同協約更新ノ場合ニ於ケル希望事項開陳致候趣ニテ其写同組合ヨリ当省ニ提出有之候処貴

省ニ於テハ予テ露領沿岸ノ漁業ニ関シ御調査中ノ次第モ有之候得ハ本協約ノ更新ニ関スル御意見詳細承知致置度候間何分ノ義御回報相成度此段申進候也

註 一九〇七年七月二十八日調印セラレ且同年九月九日批准交換セラレタル日露漁業協約ノ有効期間ハ十二箇年ナルヲ以テ同協約ハ一九一九年九月九日終了スルコトトナル(同協約第十三条)尚該協約ノ詳細ニ付テハ日本外交文書第四十卷第一冊事項六「日露通商航海条約及日露漁業協約縮結ノ件」参照

(附記二)

大正六年六月十二日附上山農商務次官ヨリ幣原外務次官宛水第一六九四号

日露漁業協約満期ニ際シ之ガ改正ノ為調査中ナル旨回答ノ件

水第一六九四号

大正六年六月十二日

農商務次官 上山満之助(印)

外務次官 幣原喜重郎殿

五月三十日付通機密送第一二九号ヲ以テ照会有之候日露漁業協約ニ付テハ大体之カ改正ノ必要ヲ認メ客年来相当経費ヲ支出シ従来ノ実績及将来ノ見込等ニ付調査研究中ニ有之尚ホ本年モ目下出張調査中ニ有之候条該出張員帰朝後出来

報相成度此段申進候也

九〇 十月八日

内田外務大臣ヨリ
在ニコラエウスケ石田領事代理宛

日露漁業協約ノ更新又ハ改正談判ニ関スル件

本件ニ関シ今般別紙写ノ通り在浦潮菊池総領事ニ及訓令置候処本件ニ対シ貴官ニ於テ御意見有之候ハバ御回報相成度此段申進候也

註 別紙ハ前掲ニ付省略

九一 十月十八日

犬塚農商務次官ヨリ
幣原外務次官宛

日露漁業協約改訂ニ関シ機宜ノ措置方希望表

示越ノ件

水第二三一〇号

(十月十九日接受)

大正七年十月十八日

農商務次官 犬塚勝太郎(印)

外務次官 幣原喜重郎殿

日露漁業協約改訂ニ関シテハ曩ニ省案ヲ具シ改正方及照會置候次第モ有之候処露国目下ノ国情ニ鑑ミ交渉ノ方法等夫

得ル限り急速ニ意見取纏メ何分ノ義詳細申進ムヘキ見込ニ有之候条御承知相成度不取敢此段及回答候也

八九 十月八日

内田外務大臣ヨリ
在浦潮菊池総領事宛

日露漁業協約ノ更新又ハ改正若クハ其儘存続

ニ関シ意見問合ノ件

通機密送第三三号

ポーツマス講和条約第十一条ニ依リ日露兩國間ニ締結セラレタル漁業協約ノ存続期間ハ余ス所約一ケ年ト相成平時ニ在リテハ露国ニ対シ既ニ該協約ノ更新若クハ改正ニ付談判ヲ開始スヘキハ当然ノ義ニ有之候処同国ノ政情ハ昨年革命以來益々紛糾ヲ重ネ各処ニ政府設立セラルルアリテ同国主權ノ存在ハ何処ニアリヤ又何時國政ノ統一ヲ見ルニ至ルヘキヤ全然逆睹シ難キ状態ニシテ談判ノ相手無之如何共致シ難候ニ付列国ノ承認スル政府設立セラレ漁業協約ノ更新又ハ改正ニ関シ日露兩國間ニ協議ノ纏ルマテ現行協約ヲ其儘継続方在貴地漁業行政庁ニ交渉シ同庁ヲシテ之ヲ承諾セシメ置クコト此際ニ処スル一便法ナルヘクト思料候処本件ハ我重大ナル利権問題ナルニ付之ニ対スル貴官ノ御意見御回

夫御苦心中心ト存候得共御承知ノ通現行協約ノ存続期間モ愈切迫シ当業者モ今後ノ成行ニ付憂懼致居候情状ニ有之候間乍此上適當ノ機會ニ於テ機宜ノ処置ニ依リ協約改正ノ方法ヲ講シ漁權確保ノ実ヲ挙ケ候様特ニ御配慮相煩度希望致候右申進候也

九二 十月二十一日

在浦潮菊池総領事ヨリ
内田外務大臣宛

日露漁業協約ノ更新又ハ改正問題ニ関シテハ

在本邦露国大使ニ交渉方希望ノ旨回答ノ件

機密第一三八号

(十月二十八日接受)

大正七年十月二十一日

在浦潮斯德

総領事 菊池義郎(印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

日露漁業協約更新又ハ改正談判ニ関スル件

本件ニ関シ本月八日付通機密送第三三号貴信ヲ以テ御申越ノ趣敬承致候然ル処当地漁業行政庁ハ今般国有財産庁ヨリ独立スルコトト相成候ヘ共右ハ未タ本邦ニ於テ承認セザル西伯利政府ノ命令ニ基クモノニ有之從テ当館ト同庁トノ間

ニ書面ヲ以テ往復スルコトハ困難ト考ヘ候ニ付日露通商航海条約失効後ノ措置ニ関シ本月十五日発拙電第六四八号末段ヲ以テ申進メタル卑見ト同一ノ趣旨ニ依リ在本邦露国大使ニ御交渉相成候様希望致候此段回答申進候 敬具

事項七 臘肭獸保護条約關係一件

九三 一月十日 緒方書記生(在京中)ヨリ
本野外務大臣宛

コマンドルスキー群島ニ來集セル臘肭獸數及

撲殺數報告ノ件

第二号 (二月二十九日接受)

大正七年一月十日

在京外務書記生 緒方整肅(印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

「カマンドルスキー」群島ニ於ケル千九百十七

年度臘肭獸群來數並ニ同獸撲殺數ニ関スル件

拜啓陳者客年七月中露領「カマンドルスキー」群島ニ於ケル臘肭獸數取リノ為メ派遣セラレタル露国農務土地整理省官吏「スウォーロフ」氏ノ計算ニ依レハ同年同群島ニ群來セル同獸數ハ「メードヌイ」島ニ於テ壹万壹千七百頭「ベーリング」島ニ於テ六千五百頭ニ有之而シテ右ノ内同年露国政府ニ於テ撲殺シタル數ハ前者ニ於テ五百頭後者ニ於テ三百頭ナリトノコトニ候

右及報告候 敬具

七 臘肭獸保護条約關係一件 九三 九四 九五

九四 二月一日 中村通商局長ヨリ
鶴見水産局長宛

コマンドルスキー群島臘肭獸群ニ関スル件

通送第一一〇号

「カマンドルスキー」群島ニ於ケル千九百十七

年度臘肭獸群來數並撲殺數ニ関スル件

今般在京緒方外務書記生ノ報告ニ拠レハ客年七月中露領「カマンドルスキー」群島ニ於ケル臘肭獸數取リノ為メ派遣セラレタル露国農務土地整理省官吏「スウォーロフ」氏ノ計算ニ依レハ同年同群島ニ群來セル同獸數ハ「メードヌイ」島ニ於テ壹万壹千七百頭「ベーリング」島ニ於テ六千五百頭ニ有之而シテ右ノ内同年露国政府ニ於テ撲殺シタル數ハ前者ニ於テ五百頭後者ニ於テ三百頭ナル趣ニ有之候為御参考此段申進候也

九五 三月二十九日 有松拓殖局長官ヨリ
幣原外務次官宛